

これまでの検証委員会における 有識者・実務者プレゼン等の結果概要について

令和6年5月17日

電力・ガス取引監視等委員会



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 第1回検証（総論）における各委員の御意見

2. 第2回検証委員会（電力小売・電力卸市場）におけるヒアリング・プレゼン概要

3. 第3回検証委員会（送配電・ガス分野等）におけるヒアリング・プレゼン概要

第1回検証における各委員の御意見①

- 第1回検証における各委員の御指摘内容については、以下のとおり。

●これまでの電取委の活動についての評価について

- 前回検証以降、市場操縦、インサイダー、内外無差別など市場の公平性に関する論点は新たなステージに進んでいる中、カルテル事案における公取委との連携など、電取委の役割は増していると感じている（武田委員）
- 委員会の活動としてレベニューキャップ制度や発電側課金制度など、制度設計を担ったことは電取委が持つ専門性を示す意味でも、非常に重要なものであったと思う（横山委員長）
- これまでの活動を評価する際、説明性・透明性に加え、迅速性も評価軸として加えて良いのではないか（横山委員長）

●電取委のあるべき姿勢について（旧一電と新電力との競争、需要家保護など）

- 監視においては、事業法上の目的達成のために必要となる監視という視点と、委員会の権能の中で可能な監視という視点の双方に着目すべきであり、例えば、カルテル事案については、独禁法上、公取が対応する案件であり、委員会が全てをカバーするのではなく、行うべき範囲について意識するべきと思う（武田委員）
- 新電力VS旧一電という構図が念頭に置かれがちだが、航空業界でも自由化により2者だけ残る状況となったが競争は効果的に働いており、電力業界も同様に、旧一電同士の競争という観点も見ていかなければならないのではないか（圓尾委員）

●競争を促していく上で求められる電取委の役割（監視の在り方）について

- 3E+Sの視点から、小売部門の競争等にどこまで価値があるのかは考えなければならない。その点を無視して議論が進み、監視コストが徒に増大していくことは避けなければならないと考える。（岩船委員）
- 競争か協調かどちらに重点を置くのかというのは重要な論点であるが、一義的には電力業界のビジョンとしてエネルギー庁が示すべき点かと思う。その上で、電取委としてまずしなければならないのは、監視を通してその市場における約定価格は正しいという安心感を担保することであると考える（圓尾委員）
- 競争を目的化することは望ましくなく、将来の消費者の利益の観点から、競争と協調のどちらがより有益なのかを場面ごとに検討していく必要がある（武田委員）
- 電取委が監視を行っていく中で、自由競争の中で過度な規制が行われていないかも検討すべきではないか（横山委員長）

第1回検証における各委員の御意見②

- 第1回検証における各委員の御指摘内容については、以下のとおり。

● 将来予想されるエネルギー情勢の中で、電取委が考慮すべき事項について

- 電取委としては、制度趣旨に基づいて忠実に監視を行っているところかと思うが、カーボンニュートラル等の新規の視点も踏まえ組織方針を検討していくべきではないか（横山委員長）
- ミッションに関して、広義の意味で変化はないと思うが、脱炭素など前回の策定時から変わってきた環境変化に関しては考慮していくべき。国際競争力の指標としての低廉というワードについても安定供給という側面もあり、他にもCN2050を目指す上で、産業競争力を確保しながら、どのようにTransitionしていくのか、市場環境をどうしていくべきかなど、論点はある（北本委員）

● 電取委が、今後、監視機能の強化などを図っていく中で重要と考えられるプロセスについて

- 委員会の果たすべき機能としては、監視と制度設計の両面があると思うが、行政コストとのバランスを考慮の上で、監視の中で特にどのような点に注力していくのかは絞る必要があるのではないか（圓尾委員）
- 委員会においては、制度設計と監視の両輪があると認識しているが、監視⇒課題把握⇒制度見直し⇒監視という流れの中で、自分たちの設計した制度だからといって固執することなく、柔軟に見直していく姿勢が重要（北本委員）
- これまでRC制度や発電側課金制度など電取委の専門性を活かして制度を検討してきた観点から、今後も専門人材を増やしていくことは非常に重要な点と考える（横山委員長）
- 限られたリソースの中で監視の目的を達成していくためには、広域機関やJEPXなど様々な専門組織の間で重複感なく業務分担がなされることが必要であり、その中では業務の取捨選択も意識してリソースを配置することが重要ではないか（北本委員）
- 委員会が行うべき制度設計については、海外において規制・監視機関（電取委）と制度推進機関（エネルギー庁）に分かれているような例も調査しつつ、検討していくことが必要ではないか（圓尾委員）

1. 第1回検証（総論）における各委員の
御意見

**2. 第2回検証委員会（電力小売・電力卸
市場）におけるヒアリング・プレゼン概要**

3. 第3回検証委員会（送配電・ガス分野
等）におけるヒアリング・プレゼン概要

有識者・実務者のヒアリング結果について（1 / 4）

第502回 電力・ガス取引監視等委員会
資料3を一部加工

①電力小売の全面自由化【1】（小売監視全般・建議等）

● 電取委の取組への評価

- 監視について、新電力の撤退増加等の状況を踏まえて事業計画を登録審査項目に加えるなど、総じて委員会の監視業務に関しては透明性・客観性・適時性が担保されていると評価。（日商 石井氏）
- 事業者への指導については、適切に審議がなされた上で対応がなされていると評価。一方で、電力自由化が進んでいるとはいえ、電力分野は専門性が高く、需要家にとってハードルが高い領域であることも事実であり、需要家の誤解を招くような事業者の発信に関しては引き続き、監視を通じた指導を徹底していただきたい。（日商 石井氏）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- 監視を行うに当たり、監視を行うに当たり、需要家向け相談窓口などの設置・運用は大変重要であるが、併せて、電取委の存在・取組内容が需要家にきちんと認知されることも必要と考える。需要家に対し、電力市場の安定は電取委が様々な取組の下で支えているということを、我々のような事業団体を使って周知していくことも含め、関係団体等と連携した広報ツールの拡充は検討すべきではないか。（日商 石井氏）
- 電取委でもHP等での情報発信等を行っているが、需要家の理解促進という点を踏まえた工夫がもう少しあってもよいのではないかと。ルール改定や制度創設、その効果など、図表等をふまえて紹介するなど、需要家視点に立った対応により、さらに効果的な周知ができるのではないかと。（日商 石井氏）
- グランデータの事案など、消費者への影響も大きい不適切な料金体系の事業者も出てきてしまう状況について懸念。小売全面自由化の目的とは相反する部分もあると思うが、経過措置料金など、消費者保護の観点から一定の規律やルールを安全弁として措置する視点も電取委で持って臨んでほしい。（日本生協連 二村氏）
- 電取委は電力自由化に伴ってできた組織であることから、脱炭素といった新しい要素も踏まえ、電力自由化の出口は何か、そのために電取委が果たすべき役割とは何か、といった定期的な振り返りは、組織運営を行う上で必要。（日本生協連 二村氏）

2. 第2回検証委員会（電力小売・電力卸市場）におけるヒアリング・プレゼンテーション概要 有識者・実務者のヒアリング結果について（2 / 4）

電力・ガス取引監視等委員会
資料3を一部加工

①電力小売の全面自由化【2】（カルテル・料金審査）

● 電取委の取組への評価

- 料金審査について、自分もオブザーバーとして参加していたが、フォローアップも含め精緻かつ丁寧に審査していたと認識しており、事務局のリソースを十分に活用して対応していたものと評価。（日商 石井氏）
- カルテル事案への対応について、公取委とも連携して適切に対応しているものと評価。一方で、「集中改善期間」におけるフォローアップのみで電取委の対応を終えてしまった場合、本件が風化され、同様の案件が繰り返されることを懸念。集中改善期間終了後も、組織リソースの観点も踏まえつつ、効率的な形でフォローアップを進めることが、各社の意識醸成に繋がるのではないかと。（日商 石井氏）
- カルテル事案への対応を進める中で、公取委の独禁法に基づく対応を受け、電取委で適切な対応が取られたことは、公取委と電取委の関係が適切に構築されているものとして高く評価。（日本生協連 二村氏）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- 料金審査の議論内容には異論はないが、ここまで精緻な議論が行われたという点に関しては、料金の決定プロセス等含め家庭等を含めた需要家にも広く周知し、電気料金値上げに関する理解を醸成していくことが重要ではないかと。（日商 石井氏）
- 電取委では、公取委との人事交流などがあると承知している。一方で、料金審査でのやり取りも含め、消費者庁とももう少し連携できる点もあるのではないかと。消費者庁側からは、こういった形の周知が消費者に対して効率的かという視点でのノウハウや、電取委側からは、電気料金という専門性の高い分野をよりわかりやすく説明する際のノウハウなど、双方がそれぞれインプットする動きが望ましい。（日本生協連 二村氏）

2. 第2回検証委員会（電力小売・電力卸市場）におけるヒアリング・プレゼン概要 有識者・実務者のヒアリング結果について（3 / 4）

第502回 電力・ガス取引監視等委員会
資料3を一部加工

②卸取引（内外無差別・市場監視）

● 電取委の取組への評価

- 適切に監視・指導が行われていると思う。スポットの誤入札など、今後、市場運用システムやガイドライン、事業者側のプロセス管理など更なる改善が必要と思うが、電取委における適切な監視があったからこそ、多くの事案が判明し、当該事案の公表に繋がったものと思う。電力は必要不可欠な商品であり、その市場における信頼確保を目標として、電取委の監視政策を進めているものと認識しており、この点評価したい。（日商 石井氏）
- 合理的とはいええない過度な規制は監視コストの観点からもマイナス要素となるもの。なお、BL市場の燃料費にかかる議論、需給調整市場の価格規律などについては、事業者側の実態等も踏まえた上での議論が適切になされているものと評価。（電源開発 加藤氏）
- 指導等に関して、プレスリリースやHPへの情報掲載は迅速に行われており、その掲載頻度も高いことから、細やかな情報開示を意識的に行っているものと評価。（電源開発 加藤氏）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- 監視や料金審査などにあつての、データ集約・活用・分析、省人化等に関しては、他国の先進的な例も参考にしつつ検討して行くことが必要ではないか。（日商 石井氏）
- 新たな市場が立ち上がる際には、監視の在り方も同時に構築されると思うが、スクラップ＆ビルドの視点も持ちつつ、コスト等の観点から適切な規模感・サイズで検討されていくことが重要。（日商 石井氏）
- 人材に関しては、互いのノウハウ共有なども視野に海外の規制機関等からの人材の受け入れも検討に値するのではないか。（日商 石井氏）
- 資源のない日本という国において、カーボンニュートラルを達成していくために、どのような規制が望ましいのか、その達成のためにどのような監視が望ましいのかについて議論を進めるべきであり、そのために引き続き事業者との議論も重要。（電源開発 加藤氏）
- 監視に伴う行政コストの裏側では、事業者の監視対応コストも発生している。この点について、年に複数回の監視を行う市場など、監視実績が蓄積されているものについては、これまでの監視結果等をふまえて、特に重点的に見るべき項目の絞り込みを意識的に行い、監視の濃淡をつけることで行政・事業者ともに効率化が図れるのではないか。（電源開発 加藤氏）
- 同時市場について、3パートオファーに基づく市場応用の監視、セルフスケジュールの内容の監視をどう実施するかが今後の論点。（電源開発 加藤氏）

有識者・実務者のヒアリング結果について（4 / 4）

③その他

● 電取委の取組への評価

- 事業者の意見も聞き取りつつ、公平かつ中立的な監視を行ってるものと評価。（電源開発 加藤氏）
- 電取委などが介在することで、電気料金だけではなく需給や電力市場の仕組み・情報などに電力会社外からもアクセスできるようになったことは、社会的に意味がある。消費者に対する情報の非対称性の解消にもつながりうるものとして評価。（日本生協連 二村氏）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- 需要家への安定的で経済的な電力提供が電取委の任務と認識。これからGXが進んでいく中で、電力はそうした取り組みを支える重要なインフラであり、日本の国際的な産業競争力の観点からも電力の供給は重要な視点であると思う。日本の国際競争力への貢献という視点もふまえつつ、今後の電取委の各施策はもとより、中期方針や組織方針についても検討していただきたい。（日商 石井氏）
- 調整力の確保などの重要性が高まっていく中で、電取委の専門性を高めていくことは重要と認識。専門人材の確保という観点からは、電力会社のOBなど専門知識を持った経験者を集める仕組み等を検討してもよいのではないかと。（電源開発 加藤氏）
- エリアを跨いだ取引の活性化も視野に、旧一電と新電力の競争促進のみならず、旧一電同士の競争促進を図っていくことも重要な論点ではないかと。（電源開発 加藤氏）
- エネ庁・電取委の機能・役割の分担については、監視の中で制度を改善していく必要が出てくることもあると思っている。制度の大枠はエネ庁で作しつつ、監視と詳細設計を電取委で担うといった役割分担など、関係者の意見も踏まえつつより良いものにしていてもらいたい。（電源開発 加藤氏）
- 電力市場の創設時や、関連する制度設計時に設定した監視手法であっても、その後の企業の技術革新や環境変化などをどれだけ把握しているのか。そういった変化も踏まえた上で、効率的かつ効果的な監視の在り方を考える必要があるのではないかと。（日本生協連 二村氏）
- 電取委において、監視だけでなく制度設計も行っていくのは非常に重要な点。監視コストの抑制という観点でも、制度設計時点にて、コスト抑制的な視点を踏まえて議論がなされることが必要。設計後も、制度検証を定期的に行いながら、どの程度監視コストを抑制できているのか、という点を確認していくことも今後の電取委の姿勢として求められるのではないかと。（日本生協連 二村氏）

2. 第2回検証委員会（電力小売・電力卸市場）におけるヒアリング・プレゼン概要 JEPX國松氏の御指摘内容（プレゼンテーション概要）（1 / 4）

第509回
電力・ガス取引監視等委員会
資料3-1を一部加工

●電取委の担うべき役割について

- カルテルでは、ガイドラインあるいは電事法違反として電取委が主導的な対応を行った上で、最終的に公取委における独禁法という強力な措置という形が望ましい。公取委と電取委において、事前に情報共有がなされ、どちらが先に対応するかを議論されるべきと考える。

●監視方法の在り方について

- 「官」で小売電気事業者の理想像を描くことは困難であり「民」において自ら構築すべき。電取委では、公正公平な取引に必要な最低限のルールだけを示した上で、監視業務ではなく、事業者の進化を促す指導に重点を置くべき。
- 高圧以上の需要家への小売供給と低圧の需要家に対する小売供給で求められる監視は異なるのではないかと。異なるのであれば、現在は共通である小売ライセンスそのものを区別して監視を行うべきではないかと。

●専門性の確保について（事業者側）

- 市場取引における対応については、複雑であり、小売電気事業者側も専門知識が必要とされており、新電力間で転職により人材に流動性があるところ、事業者に最低限の規律を守っていただくためにも有資格者制度を導入することも一案と考える。

●専門性の確保について（電取委側）

- 癒着の問題など難しい論点はあるものの、監視業務については、専門性が必須であり、プロパー人材による組織化が必要。また、JEPXや需給調整市場に携わるOCCTOとの人事交流なども一案と考える。

●内外無差別における規制の在り方について

- 内外無差別については、十分監視出来ており、卸電力市場においては、長期1年、2年、それ以上も含めて、自社小売と他者で差別化は無く、全ての商品において実現できていると評価している。
- 内外無差別撤廃に向け、余剰電力や常時BU、ベースロードの強制に関する非対称規制の廃止について検討を進めるべき。
- 市場メカニズムが発揮できるように、市場をシンプルにすべきであり、電取委には市場の監視ではなく、電力市場全体の番人として監視を行ってほしい。具体的には、個別の市場はJEPXのような公的機関で監視を行い、電取委では市場間の監視を担うという役割分担が良いのではないかと。

●料金制度・審査の在り方について

- 従来の総括原価方式と変わらない現在の小売規制料金について、卸取引の流動性が上がっている現状を踏まえると、原価積み上げ以外の小売規制料金の仕組みを導入しても良いのではないかと。
- 小売電気事業者が提示する小売料金メニューについては、申請制とした上で、一覧化して開示する仕組みとしてはいかがかと。

●その他

- 大手電力事業者は、市場支配力を基準として監視の対象事業者として定義されているが、分社化に伴う発電事業の切り分け等により、現状市場支配力を有していないと考えられる事業者も監視の対象とされている。監視対象事業の基準についても見直しを行うべき。
- 脱炭素の取り組みについては、補助にした方が良いのか、市場原理に任せるべきなのか、電取委は見極めが必要である。

株式会社エネット小鶴氏の御指摘内容（プレゼンテーション概要）（2 / 4）

●電力に係る現状認識について

- 小売分野については自由化から20年以上が経過する中、制度的措置とともに競争が徐々に進展していると認識。
- ネットワーク分野については、系統全体で安定供給を支えるために予備力・調整力を確保する仕組みが必要。
- 内外無差別は徐々に進展してきているが、一部のエリアでは指定された卸売電源の価格で大規模工場等の中・高負荷率需要家へ供給することは困難であり、小売標準メニューの料金設定が安価となっている可能性もあると思料。実際最近では特高・高圧において旧一電にシェアが戻りつつある状況。

●期待する制度設計について

- 容量拠出金については、変動要素が多く、翌年度の拠出金の算定や適切な料金設定・コスト回収の面で新電力には極めて困難な状況。また、小売電気事業者に対する容量拠出金の負担については、取引先の発電事業者が容量市場に応札していないケースも多く、小売電気事業者においては電源調達コストが増加する状況となっており懸念。
- 再エネの更なる活用に向けては託送ルールの見直しが必要と考える。
- 発電側課金等の制度の導入にあたって、一般送配電事業者と小売電気事業者間でのやりとりの中で小売電気事業者側に実務負担が多く発生しているケースが多くある。
- 内外無差別な取り組みについては、一定程度進展しつつあるが、通告変更オプションのない商品や、最低価格のみを設定したオークションの実施による価格高止まりなど、依然として課題が山積。卸標準メニューの多様化が必要。

●電取委の担うべき役割について

- 既存電源の活用策について、情報掲示板でのマッチングという取組があったが、マッチングに至らない理由の詳細な分析等が必要なのではないか。
- 今後の小売電気事業者の展望について、需要家参加型のサービスを提供していくサービス競争になっていくと考えている。
- 導入してきた制度について、現場レベルで見ると大小さまざまな問題が発生している。電取委の役割としては、これらの問題が発生する前に、事業者の意見も聞いてフィードバックを得ながら検証・評価し、ファインチューニングしていくこと、また、事業者間の多様なサービス競争が行われていく中で、環境整備をしていくとともに、問題点を事前に洗い出し先手を打った対応策が必要ではないか。

●震災など有事における新電力の協力という観点について

- 新電力といっても規模が様々であるので、DRを発動するなど各社の需給状況に応じた取組を、それぞれが実現可能な範囲で協力することができるのではないかと考えている。

●新電力間における情報共有や自主規制などの取組状況について

- 新電力が二十数社入っている新電力連絡会という任意の組織体があり、そこで適宜情報共有は行っているが、自主規制を作ったりするところまでは至っていない。700社を超える新電力全てをカバーすることは難しいと考える。

2. 第2回検証委員会（電力小売・電力卸市場）におけるヒアリング・プレゼン概要

電事連事務局長佐々木氏の御指摘内容（プレゼンテーション概要）（3 / 4）

●料金審査について

- 料金審査に関して、経過措置料金については、市況に対して低い水準となっている場合、小売部門の競争環境にゆがみが生じること、また、料金の改定に長期間を要することから、「水準・期間」の両面から見直しを行う必要があると考える。水準の面では、原価構造の変化等をふまえた経過措置料金算定に係る各種ルールの見直し、期間については、競争環境への影響期間の短期化のために、現在の標準処理期間のあり方も含めて、審査期間の短縮を検討すべきではないか。

●卸市場の監視について

- 卸電力市場等の公平性確保に関して、内外無差別な卸売等へのコミットメントを行い対応を進めているところ。一方で、電取委としては、市場環境の変化にあわせた監視ルール・手法の見直しや監視リソースの充実とともに、例えば、すべての事業者が要件を満たしている項目は評価の対象から除くなど、事業者の声もふまえて監視に濃淡をつけていくこともコスト低減の観点から必要なのではないか。

●電取委の担うべき役割について

- 電取委のルール策定にあたっては、政策立案を行うエネ庁とも十分なコミュニケーションを図ることで、制度趣旨と整合的な、事業者だけではなく需要家にとってもより良い電力政策となることを期待している。

●その他

- 不正閲覧事案やカルテル事案など、不適切事案が発生したことを受け、コンプライアンス推進本部を立ち上げ、電事連内会議体の抜本的見直しを行うとともに、会内の法令等遵守意識向上を図るため、規程類の整備や新たな研修を実施。
- 公正な競争に疑念を抱かせるようなことがあってはならないと考えており、法令等遵守のさらなる徹底に向け、取り組みを着実に実行してまいりたい。

2. 第2回検証委員会（電力小売・電力卸市場）におけるヒアリング・プレゼン概要 阿部・井窪・片山法律事務所 松田氏の御指摘内容 （プレゼンテーション概要）（4 / 4）

第509回
電力・ガス取引監視等委員会
資料3-1を一部加工

●電取委の担うべき役割について

- 各種環境や制度の変化、安定供給と競争のバランス、エネルギー政策との整合性等、横断的かつ多極的な観点から、どのような小売市場/卸市場を志向するかを改めて確認・検討する必要がある。あるべき市場を明確化することで、「電力の適正な取引」の範囲を明らかにすることが出来、市場監視に生かせるのではないか。
- 独禁法等他法令の規律との観点から、電取委/電事法において監視し、取り締まるべき事象は何かを再考すべきではないか。二重行政の回避・行政リソースの効率的な活用の観点から、公取委等関係省庁と緊密な連携を図ることが望ましい。他省庁がカバーする部分は、電取委の監視は少し軽くする等、効率化できる部分があるのではないか。

●制度設計や監視の在り方について

- 卸売市場における寡占的な状態を前提に、小売市場の競争活性化に比重を置き過ぎると、電気事業全体の効率化という観点からは懸念。市場参入障壁を取り除く側面と、寡占的な事業者と競争できるプレーヤーを市場の中で育成していく側面を、併せて議論していくことが重要。
- 電力の適正な取引の観点から、適切な指標に着目し監視に軽重をつけるとともに、各事業者や関係者が、より自律的に適正な取引行動をとるように仕向けていくことが必要。

●専門性・効率性の確保について（電取委側）

- 難易度の高い監視等の実務を処理するためには、適切な専門人材の確保や監視ノウハウの継承、デジタル人材の確保、更に、AI等の先端技術を用いたデジタルツールについての取り入れも検討すべき。

●他省庁・他機関との連携について

- 他省庁連携において、情報の秘匿性から他省庁で情報を共有できない場合も発生し得るが、その場合であっても、法令の見直しではなく、運用レベル（協定等）の見直しで対応できるのではないか。

●電取委の権能について

- 電取委と公取委を比較すると、電取委の実効性については、迅速・機動的に指導ができる点が素晴らしく、価値ある点。公取委は制裁が重い分、重厚な審査プロセスを経るため、相当の時間を要するが、その分、一度制裁を受けたら当該分野に相当の影響を与える。こうした点を踏まえると、現状において、電取委と公取委で良い棲み分けができているのではないか。

1. 第1回検証（総論）における各委員の
御意見

2. 第2回検証委員会（電力小売・電力卸
市場）におけるヒアリング・プレゼン概要

**3. 第3回検証委員会（送配電・ガス分野
等）におけるヒアリング・プレゼン概要**

有識者・実務者のヒアリング結果について（1 / 4）

①送配電関連分野の監視・審査と制度改革（1 / 2）

● 電取委の取組への評価

- レベニューキャップ制度の導入は、高経年化設備更新も含む大規模投資に耐えうる環境整備を念頭におかれており、投資量は、高経年化設備更新ガイドラインに基づくリスク量を踏まえ確認される形となっており、現場においても評価されていると認識している。（電力総連 河野氏）
- DX化による人材活用の効率化を図る一方で、災害時には、デジタル・AI等を活用しながらも、現地に入り様々な作業の対応が求められるところ。災害時に、現行のレベニューキャップ制度では効果と効率が結び付かない点がある。（電力総連 河野氏）
- 最終保障供給制度については、市場連動項が導入されたことにより制度趣旨に則った見直しがされ運用されていると認識。一方で、小売全面自由化の経過措置として規制料金が維持されていること、一般送配電事業者での最終保障供給制度にかかる対応が急増したことについては、意見もある。（電力総連 河野氏）
- DX とはデータを入手し、その中から有効な情報を選別して応用し、業務の効率化に繋げる概念であると認識しているが、レベニューキャップ制度における次世代投資の審査においては、データの入手部分に関する事業者説明が多かった一方で、集めたデータから如何に情報を引き出してどのように応用するかという取り組み紹介は殆ど無かったように見うけられる。実務者だけでなく、経営層も含めてDXの認識を深めて頂くことで、電取委と事業者の認識の方向性が一致し、審査が適切になると考える。（東洋大学 平瀬氏）

3. 第3回検証委員会（送配電・ガス分野等）におけるヒアリング・プレゼン概要 有識者・実務者のヒアリング結果について（2 / 4）

第509回 電力・ガス取引監視等委員会
資料3を一部加工

①送配電関連分野の監視・審査と制度改革（2 / 2）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- 現場では、資材高騰、工事量増加、人件費増の状況の中で、収入上限値をかなり意識している。こうした状況を踏まえると、レベニューキャップ制度に関して、賃上げや資材価格などのエスカレーション等の反映など第1規制期間における期中調整での対応、若しくは第2規制期間に向けての制度検討などを進めるべきではないか。（電力総連 河野氏）
- 人材の確保が厳しい中、安定供給に向けて技術の継承等が不安視されており、こうした問題に対する取組（人材育成や確保に係る効率的な取組など）や、停電影響の定量化などを通じた、インセンティブ対象の拡大など、事業者の取組を、より評価できる仕組みを加えることで、更なる安定供給に資する取り組みに繋がるのではないか（電力総連 河野氏）
- 2024年の発電側課金について、FIT・FIPを扱う事業者に対しても、既設と新規で取り扱いが異なることから、発電側課金の周知の度合いを確認していくべきではないか。（電力総連 河野氏）
- 広域機関と電取委は、使命が異なる中、役割分担しつつ連携している。系統整備のコスト監視体制等については、その権限に差があることを踏まえた整理が望ましいのではないか。（広域機関 大山氏）
- 広域系統整備計画の推進と、将来コスト等の不透明要因への適切な事後チェックの在り方（コスト等検証小委員会との役割分担）について、整理いただきたい。（広域機関 大山氏）

3. 第3回検証委員会（送配電・ガス分野等）におけるヒアリング・プレゼン概要 有識者・実務者のヒアリング結果について（3 / 4）

②その他（ガスpartも含め）（1 / 2）

● 電取委の取組への評価

- 広域機関と電取委は、これまで明確な役割分担の下、緊密に連携し、制度設計や制度運用の両面で共に改善に努めてきた。より良い電力システムのため、引き続き、両機関が適切に連携していくことが極めて重要。（広域機関 大山氏）
- たとえば次世代投資のような発展途上の技術に関し、電取委におけるコスト面での議論は、資源エネルギー庁による制度設計や仕様検討の後段ではなく、並行してしっかり行うことが重要ではないか。そうした姿勢が結果的に、監視や審査コストなどの面でメリットが大きくなる可能性もある。（東洋大学 平瀬氏）
- 課題の把握から既設制度の修正に至るまで、電取委が取り組むPDCAサイクルは、最適な制度設定を目指す点で高く評価される。このトライ＆エラー的な取り組みは、新規制度設計段階においては避け難い一方で、サイクルの頻度が多いため、収束までに長期間を要する側面も懸念される。制度設計にスピードが求められる状況ではPDCAの順序に固執せず、PlanやCheckを行う電取委とDoやActionを行う事業者間で十分な情報共有を行い、サイクル数を減少させ収束を早める工夫が求められる。これによって監視委のコスト削減や業務の効率化が期待できる。（東洋大学 平瀬氏）

有識者・実務者のヒアリング結果について（4 / 4）

②その他（ガスpartも含め）（2 / 2）

● 電取委が今後取り組んでいくべき課題・論点

- 人事交流規制の検討については、現場の考え方に合わない、過剰な規制とならないよう、実態を踏まえ検討を進めて欲しい。（電力総連 河野氏）
- インバランス料金制度の誤算定はあってはならないが、制度改正にはシステム改修が伴うことを踏まえれば、システム改修に従事する者の意見も聞いて制度設計・改善を検討してほしい。（電力総連 河野氏）
- 業務の拡大・複雑化への対応として、専門人材確保は喫緊の課題。一定のルール（中立性や情報管理）の下で電力事務経験者の出向や採用も考えられるのではないかと。（広域機関 大山氏）
- 人材育成について、広域機関と相互連携の可能性を含めて、監視委独自の職員のスキルアップ支援の仕組や研修強化を検討してはどうか。（広域機関 大山氏）
- 監視委の予算、体制、権能は十分か。諸外国の規制機関の事例も参考に、中長期を見据え、在り方の検討を深めてはどうか。（広域機関 大山氏）
- 広域機関では、情報管理の観点から、機微業務は切り分けて他の職員がアクセスできないよう権限管理した上で、電力会社からの専門人材を受け入れており、電取委においても参考となるのではないかと。（広域機関 大山氏）
- 電取委においても、DX化の取組を進めていると認識しているが、事業者から膨大な資料が提出され、人力でデータを取捨選択しているように見受けられる。DX化には、政策立案に関係する人材とは別に、DXに精通する専門家による取り組みが必要と考える。（東洋大学 平瀬氏）
- DXの促進という観点から、電取委側で提出データ作成支援ツール（チェックツール）等を開発し事業者に配布することが、審査や監視の意図に関する相互理解を深めると共に、両者のデータ処理のコストの削減や業務効率の向上を実現する手段になる。このようなツールを作成するためには、適切な体制の構築と専門人材の確保が必要である。（東洋大学 平瀬氏）

送配電網協議会 山本氏の御指摘内容（プレゼンテーション概要）（1 / 3）

●需給運用最適化に向けた対応の評価・今後の期待

- 需給調整市場に係る制度設計及び監視、ガイドラインの改定、調整力向けの連系線確保量の検討、新インバランス料金制度導入に係る検討、追加kW・kWh公募の調達結果等の妥当性確認など適宜実施いただいた。
- 事前的措置の非対称事業者による高額な応札について、引き続き監視・検証を行い、必要な対策を講じて欲しい。
- 市場環境変化に応じた、迅速な監視・検証や必要な対応をいただける体制の構築（専門性の向上、AIなどを活用した効率的な監視手法の導入等）について検討いただきたい。
- 電力需給調整力取引所に市場取引監視委員会を設置し監視機能強化を図る予定。電取委による外部監査と棲み分けをしながら連携したい。市場が活性化することで、自然に自由競争が図られるのが目指すべき姿と認識。

●託送料金制度の設計、料金審査、フォローアップ対応の評価・今後の期待

- エスカレーションの扱いについては、第二規制期間に向けた課題。
- 電取委による詳細設計が行われ、海外の託送制度も参考としたレベニューキャップ制度が導入されたことで、一般送配電事業者の事業計画に基づく必要な投資が可能となる仕組みになったと考える。
- 電取委において、料金審査には相当な時間を要していただいたと認識。次世代投資に係る提出様式の統一、データ授受のDX化等による審査環境の整備、電力設備やシステムに関する専門人材の配置などによる審査方法の効率化余地について検討してはどうか。
- 一般送配電事業者において、統計査定の精緻化に向けたデータ整備に取り組んでおり、その取組結果や、見積値と実績値の乖離要因分析等を踏まえた統計査定方法を検討いただきたい。
- 参考とした海外託送制度は随時更新されており、情報の適時アップデートを可能とする調査機能の強化を検討してはどうか。
- 電力インフラ維持に必要な設備投資や施工力確保に要する費用を賄うに足る収入水準が設定されているかどうか、といった観点から検証いただきたい。
- 企業経営の観点では、委員からコメントのあった「送配電事業＝地域独占による安定したビジネス」という制度設計の前提に対しては、需給調整市場など事業環境の変化に伴う収支リスクの状況等も今後見極めながら、必要に応じて制度見直し等を都度行っていただきたい。

●最終保障供給制度の見直し対応の評価・今後の期待

- 2022年春以降、最終保障供給における契約電力の急増を踏まえ、最終保障供給に係る供給力確保の在り方について議論・検討し、制度見直しを行っていただいた。
- 制度見直しにより最終保障供給を受電する需要家は減少したものの、一定程度停留している状況であり、引き続き停留状況の監視・確認をいただきたい。

日本ガス協会 早川氏の御指摘内容（プレゼンテーション概要）（2／3）

●業務効率化に資する制度改革に関する今後の期待

- 今後の制度設計では、制度措置によって事業者の負担が増大しないよう、引き続き実態に留意した検討をお願いしたい。
- また、今後も事業者および事務局機能の効率化に資する制度として、例えば資源エネルギー庁電力・ガス事業部の「電ガネットポータル」等のシステムを活用し、小売登録以外の資料（供給計画等）も含めた対応ができるようにDXの検討を深めていってはどうか。

●行為規制に関する今後の期待

- 一般ガス導管事業者の中には従業員が十人程度から数十人規模、需要家数も数千～数万件といった小規模の事業者も多い中、一定規模以下の事業者に関しては、需要家当たりの負担が相対的に大きくなる実態も踏まえ、一部の内容については“望ましい行為”としてガイドライン上で整理いただいているところ。
- 一般ガス導管事業者の中立性を確保することを前提に、引き続き、今後の行為規制に係る制度運用等においては、小規模事業者の実情を踏まえた現状の政策を継続いただきたい。

●託送収支事後評価に関する今後の期待

- 託送収支の事後評価については、託送収支が11月の事後評価時点で未公表の一部の事業者（公表に議会承認を必要とする公営事業者等）においては、例えば定例的に2月の「追加的な分析・評価」が行われる審議会場で取り上げていただく等、引き続き実施事業者の事情を踏まえた柔軟な実施スケジュールの検討をお願いしたい。

●今後のカーボンニュートラルの動きを踏まえた、都市ガス業界に対する対応について

- 現状で足かせになっているような制度はないが、今後環境は大きく変わりうると思料。
- 特にe-methaneを中心に大規模な投資が必要となってくる中で、事業性や予見性の確保等、事業者に投資のインセンティブを与えるような制度が今後検討される必要があるのではないかと思います。
- e-methaneを海外から持ってくるのか、国内で確保するのかなど複線化していく中で、状況に応じた制度的対応が必要になっていくのではないかと。

3. 第3回検証委員会（送配電・ガス分野等）におけるヒアリング・プレゼン概要

PwC Japan有限責任監査法人 村松氏の御指摘内容（プレゼンテーション概要）（3／3）

●リソース・専門人材の拡充

- 社内の自立的な体制作りで言えば、内部統制やITシステムの領域の専門家の活用が重要ではないか。
- 一時的に負荷が高まる業務のために人材を恒常的に確保することは難しい。そのため、外部委託も選択肢の一つとして検討してはどうか。

●事業者改善の効率化

- 事業者の改善計画の不備について、実行前・実行中の可能な限り早いタイミングで事業者へ対するフィードバックを行うことで、早期実現に繋がるのではないか。
- 全国で実施しているヒアリングについても、最終結論ではない現場レベルでの講評の提供により、事業者の取組における軌道修正を図ることができるのではないか。
- 不明点があれば事業者から電取委に相談できる相互関係があってもよいのではないか。
- ルールの理解や審議会での議論を把握するためには、膨大な資料を確認する必要があり困難。簡単に検索できる生成AI等を活用したツールが提供されると、調べる労力は削減できるのではないか。
- 行為規制において、電取委は、事業者の実施事項にお墨付きを与えることはできないが、外部の立場から実効性を評価する役割を有しており、事業者が自律的に内部統制を強化する仕組みが浸透するよう働きかけが必要ではないか。
- これまで電力業界においては、不祥事等により事業者名が公表されることが恥という文化があった。事業者への対応については、DXと専門人材の目線を活用し、スクリーニングを行った上で、効果を踏まえた対応が必要ではないか。

●監査・モニタリング

- 電取委の監査については、計画策定をしてどこの事業者にどの観点で見に行くか整理を行った上で実施していると認識している。当該監査については、前例にならってではなく、リスク評価の上、リスクの高い項目にリソースを手厚く配分するといった監査実施項目に軽重を付けてはどうか。
- 電取委の監査を行う際に、事業者自身が自ら構築している三線モデルや内部監査の評価結果を活用し、こういった点に不足があり、こういった点が有効に機能しているか確認することで、自律的な体制を構築していることを見ているというメッセージを伝えてはどうか。

●システム改革に伴う見直しの必要性

- システム改革が進む中で、事業者が電取委に提出する資料が変化してきている。例えばレベニューキャップ制度では、制度導入後に、期中評価資料や事後評価資料を提出することとなったが、当該資料は、外部会計監査等の対象外であり、信頼性が十分に担保されていない可能性がある。重要性が高いのであれば、外部会計監査等の対象とすることもバランスを見ながら検討してみてはどうか。

第3回検証における御意見（圓尾委員）

●企業経営の観点について

- 電取委も資源エネルギー庁も、よく議論から抜け落ちるのは企業経営の観点。
- レベニューキャップ制度の検討においては、一般送配電事業者は、地域独占と総括原価主義により必要なコストを回収できるため収益は中長期的に安定するという前提のもと設計を行い、事業報酬率（ β 値）を非常に低く設定することとなった。
- ところが、前提としていた安定したビジネスとならず、分社化以降、一般送配電事業者は大きな赤字を出しており、これに伴い、安定したビジネスを前提としていたレベニューキャップ制度にも齟齬が出てきた。
- この齟齬を修正するため、これまで電取委の議論において、①事業報酬率を上げる、②制度不備の修正による安定したビジネスの実現、という2つ方向性が取り得たが、②の方向性をとってきた経緯がある。具体的には、一般送配電事業者のビジネスに影響を与えてきた三次調整力②や最終保障供給制度等における様々な制度上の不備について、制度見直しを行ってきた。
- 今回の検証におけるとりまとめでは、こうした企業経営の観点が制度制定や改定のきっかけとなったという観点を入れていただきたい。